

- ・黒部川水系流域委員会において総合水系環境整備事業の事業再評価について審議頂く。
- ・審議結果について、事業評価監視委員会へ報告する。

【国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(抜粋)】

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。また、独立行政法人等施行事業においても、河川整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方支分部局等又は地方公共団体とする。

第6 事業評価監視委員会

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱
河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

【河川及びダム事業の再評価実施要領細目(抜粋)】

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

事業評価監視委員会までの流れ

＜黒部川自然再生検討会＞

これまでの整備内容やモニタリング調査結果等を踏まえたうえで、黒部川らしい河川環境、景観の保全、再生を推進していくため、さまざまな専門的知識を有する立場の者から指導・助言をいただく。

自然再生検討会(R5.9.11(発足))

- ・黒部川の環境特性
- ・計画の見直し方針

自然再生検討会(R6.4.25)

- ・自然再生計画(案)(変更原案)について審議

富山県知事 意見照会

- ・事業再評価に対し関係知事へ意見照会



11月21日 第6回黒部川水系流域委員会【審議】

- ・黒部川水系総合水系環境整備事業の事業再評価について審議



12月11日 第2回北陸地方整備局 事業評価監視委員会【報告】

- ・流域委員会の審議結果の報告